

利用料金の免除について

利用する方が、次の項目に該当する場合は、利用料金が免除になります。

(北海道立青少年体験活動支援施設利用規則第7条)

該当番号	内 容		手 続 (提出書類について)
第1号	就学援助 (準要保護)	義務教育における就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)による就学奨励を受けている保護者の保護する児童及び生徒	「J 利用料金免除申請書」の証明欄に記入・捺印し、「A 利用申込書」とともに提出する。
第2号	特別支援学校 ・特別支援学級	特別支援学校並びに幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の特別支援学級(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条の特別支援学級をいう)の児童及び生徒並びにその引率者	※申請書をFAX送信した場合は、必ず原本を郵送する(下記の第5号・第6号・第7号の証明書も同様)。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 説明 学校団体が免除を申請する場合、該当する番号は、第1号か第2号となります。 </div>
第3号	児童福祉施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所、又は通園している少年及びその引率者	
第4号	身体障がい	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者	「身体障害者手帳」を利用日当日の事務打合せ時に提示する。
第5号	生活保護	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている児童及び生徒	「市町村長、福祉事務所長又は民生委員の証明書」を利用申込書とともに提出する。
第6号	知的障がい	児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障がい者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障がい者と判定された者及びその引率者	「知的障がい者(児)福祉施設長の証明書」を利用申込書とともに提出する。または、利用日当日の事務打合せ時に「療育手帳」を提示する。
第7号	精神障がい	精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障がい者(知的障がい者を除く)と判定された者及びその引率者	保健所長、精神保健センターの長等の証明書を利用申込書とともに提出する。
第8号	その他	その他北海道教育委員会教育長が必要と認める者	